

<議案④-1>

島本町立第一中学校PTA規約の一部を改正する規約(案)

島本町立第一中学校PTA規約の一部を次のように改正する。

変更内容			
変更後		変更前	
第1条を次のように改める。			
第1条	本会は、島本町立第一中学校PTAと称し、事務局を島本町立第一中学校に置きます。	第1条	本会は、島本町立第一中学校PTAと呼び、事務局を島本町立第一中学校に置きます。
第2条を次のように改める。			
第2条	本会は、生徒の健全な育成を図るため、家庭と学校の協力提携を図り、民主的教育の推進、 <u>会員相互の親睦及び研修、並びに教育環境の整備及び充実などに努めます。</u>	第2条	本会は、生徒の健全な育成を図るため、家庭と学校の協力提携を図り、民主的教育の推進、 <u>会員の資質の向上ならびに教育環境の整備、充実などにつとめます。</u>
第3条を次のように改める。			
第3条	本会は、宗教的、政治的、営利的色彩をもつものでなくまた他のいかなる団体の支配又は干渉を受けません。	第3条	本会は、宗教的、政治的、営利的色彩をもつものでなくまた他のいかなる団体の支配、 <u>干渉も</u> 受けません。
第4条を次のように改める。			
第4条	本会は、学校の教育活動を助けるために意見を具申又は協力しますが、 <u>学校の教育方針や教職員の人事に干渉するものではありません。</u>	第4条	本会は、学校の教育活動を助けるために意見を具申しまた協力しますが、 <u>学校管理や教職員の人事に干渉するものではありません。</u>
第5条を次のように改める。			
第5条	本会は、次の会員をもって組織します。 (1)島本町立第一中学校生徒の父母またはこれに代わる者のうち、PTA入会届を提出した者 (2)本校教職員のうちPTA入会届を提出した者 2 会員は、卒業若しくは転出又は退会届の提出をもって退会するものとします。	第5条	本会は、 <u>下記</u> 会員をもって組織します。 島本町立第一中学校生徒の父母またはこれに代わるもの(以下保護者という)及び本校教職員をもって会員とします。
第6条	本会は、第2条のための事業を行うものとします。	第6条	本会は、第2条のための事業を行うものとします。
第7条を次のように改める。			
第7条	本会に、次の役員を置きます。 会長 1名 学級給食委員長 1名 副会長 2名 学級給食委員 各学級1名 書記 1名 地区委員長 1名 会計 2名(うち1名は教職員) 地区委員 各地区若干名 会計監査委員長 1名 文体委員長 1名 会計監査委員 2名 文体委員 各学級1名 指名委員長 1名 広報委員長 1名 指名委員 6名(うち1名は教職員) 広報委員 各学級1名	第7条	本会に、 <u>下記</u> の役員を置きます。 会長 1名 学級給食委員長 1名 副会長 2名 学級給食委員 各学級1名 <u>書記 1名(教職員)</u> 地区委員長 1名 会計 2名(うち1名は教職員) 地区委員 各地区若干名 会計監査委員長 1名 文化・体育委員長 1名 会計監査委員 2名 文化・体育委員 各学級1名 広報委員長 1名 広報委員 各学級1名
第8条を次のように改める。			
第8条	役員の任期は1年とします。 <u>ただし、本人の承諾を得た場合は再任を妨げません。</u> 2 役員がやむを得ない事情で年度途中で交代する場合は、 <u>実行委員会及び関係する委員会での協議により補充の委員を選出し、会長がこれを委嘱するものとします。なお、その任期は前任委員の残任期間とします。</u>	第8条	役員の任期は1年とします。但し再任を <u>さまたげ</u> ません。
第9条を次のように改める。			
第9条	役員の任務は次のとおりです。 (1)会長は、本会を代表し、会務を総理します。 (2)副会長は、会長を補佐し、会長に <u>事故あるときはその職務を代行</u> します。 (3)書記は、各種会合の通知をし、会務を記録します。 (4)会計は、本会の収入及び支出等の会計事務を <u>正確に行い、総会に報告</u> します。 (5)会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告します。 (6)委員長は、その所属する委員会を代表し、 <u>会務を処理し統括</u> します。 (7)委員は、その所属する委員会において <u>会務を処理</u> します。	第9条	役員の任務は次の通りです。 1.会長 本会を代表し、会務を総理します。 1.副会長 会長を補佐し、 <u>会長不在のときは会長の代理</u> をします。 1.書記 各種会合の通知をし、会務を記録します。 1.会計 本会の収入、支出等の会計事務を行い、総会に報告します。 1.会計監査 本会の会計を監査し、その結果を総会に報告します。 1.委員長 その所属する委員会を代表し、 <u>会務を処理</u> します。 1.委員 その所属する季長会委員会において <u>会務を助け</u> ます。

変更内容			
変更後		変更前	
第10条を次のように改める。			
第10条	本会に、顧問を置くことができます。 2 顧問は、本会の相談に応じます。 3 顧問は、 <u>総会の承認を経て、会長がこれを委嘱します。ただし、任期は1年とします。</u>	第10条	総会の承認のもとに、本会に顧問を置くことができます。 顧問は本会の相談に応じます。 <u>但し、任期は1年とします。</u>
第11条を次のように改める。			
第11条	本会に、 <u>次の機関</u> を置きます。 総会 会計監査委員会 <u>文体委員会</u> 役員総会 学級給食委員会 広報委員会 実行委員会 地区委員会 <u>指名委員会</u>	第11条	本会に、下記の機関を置きます。 総会 会計監査委員会 <u>文化・体育委員会</u> 役員総会 学級給食委員会 広報委員会 実行委員会 地区委員会
第12条を次のように改める。			
第12条	定例総会は、毎年3月及び5月に会長がこれを招集し開きます。臨時総会は、実行委員会又は会員の5分の1以上の要求があったとき会長がこれを招集し開催しなければなりません。総会は、会員の5分の1以上の出席がなければ成立しません。 <u>ただし、委任状による出席者数は定足数に算入します。決議は出席者の過半数の同意を必要とします。</u> 3月の定例総会＝決算及び新役員の承認等 5月の定例総会＝行事計画及び予算の承認等 臨時総会＝規約の改正、その他重要な事項の承認等	第12条	定例総会は、毎年3月及び5月に開きます。臨時総会は、実行委員会または会員の5分の1以上の要求があった場合開きます。総会は会員の5分の1以上の出席がなければ成立しません。 <u>但し、委任状による出席者数は定足数に算入します。決議は出席者の過半数の同意を必要とします。</u> 3月総会＝決算及び新役員の承認等 5月総会＝行事計画及び予算の承認等
第13条を次のように改める。			
第13条	役員総会は総会につぐ決議機関で、役員、 <u>学校長及び教頭</u> で構成し、実行委員会又は役員 <del>の</del> 3分の1以上の要求があった場合に開き、実行委員会の提案事項などを審議します。 <u>役員総会は、役員<del>の</del>2分の1以上の出席がなければ成立しません。ただし、委任状による出席者数は定足数に算入します。決議は出席者の過半数の同意を必要とします。</u>	第13条	役員総会は総会につぐ決議機関で、役員及び <u>学校長、教頭</u> で構成し、実行委員会または役員 <del>の</del> 3分の1以上の要求があった場合に開き、実行委員会の提案事項などを審議します。 <u>役員<del>の</del>2分の1以上の出席で成立し、決議は出席者の過半数の同意を必要とします。</u>
第14条を次のように改める。			
第14条	実行委員会は、会長、副会長、書記、会計、学級給食委員長、地区委員長、 <u>文体委員長</u> 、広報委員長、 <u>学校長及び教頭</u> で構成し、執行機関であって、本会の運営にあたります。委員の過半数の出席で成立します。	第14条	実行委員会は、会長、副会長、書記、会計、学級給食委員長、地区委員長、 <u>文化・体育委員長</u> 、広報委員長、 <u>学校長及び教頭</u> で構成し、執行機関であって、本会の運営にあたります。委員の過半数の出席で成立します。
第15条	会計監査委員会は、毎年1回以上本会の会計を監査し、総会に報告します。	第15条	会計監査委員会は、毎年1回以上本会の会計を監査し、総会に報告します。
第16条を次のように改める。			
第16条	地区委員会は、各 <u>地区</u> の会員を代表する者をもって構成し、各 <u>地区</u> の総意をまとめ、本会との連絡及び趣旨の徹底を図ると共に、生徒の健全な育成に努めます。	第16条	地区委員会は、 <u>それぞれの地区</u> の会員を代表するものをもって構成し、各 <u>地区</u> の総意をまとめ、本会との連絡及び趣旨の徹底を図ると共に、生徒の健全な育成に <u>つと</u> めます。
第17条	学級給食委員会は、学級を代表するものをもって構成し、会員相互の連携の理解を深め、生徒の教育効果を高めるよう努めます。また、 <u>学級給食委員会は、会員及び児童の保健衛生並びに給食に関して意見を出し、環境整備に協力すると共に、福祉の増進に努めます。</u>	第17条	学級給食委員会は、学級を代表するものをもって構成し、会員相互の連携の理解を深め、生徒の教育効果を高めるよう <u>つと</u> めます。また、 <u>会員並びに児童の保健衛生及び給食に関して意見を出し、環境整備に協力すると共に、福祉の増進に努めます。</u>
第18条を次のように改める。			
第18条	文体委員会は、会員の資質の向上、 <u>並びに会員相互の親睦に努めます。</u>	第18条	文化・体育委員会は、会員の資質の向上、 <u>会員及び生徒の保健衛生と体位の向上につとめます。</u>
第19条	広報委員会は、会員のために広報活動の活発化に努めます。	第19条	広報委員会は、会員のために広報活動の活発化に <u>つと</u> めます。
第27条を第28条とし、第20条から第26条までを1条ずつ繰り下げ、第19条の次に次の1条を加える。			
第20条	指名委員会は、次年度の会長、副会長、会計及び書記を会員中より選考のうえ候補者を選出します。		
第21条	各委員会は、総会、役員総会及び実行委員会の決定に従い活動します。	第20条	各委員会は、総会、役員総会及び実行委員会の決定に従い活動します。
第22条を次のように改める。			
第22条	本会の経費は、会費及び自発的な寄付金をもってこれに充てるものとします。	第21条	本会の経費は、会費、 <u>事業収入金</u> 及び自発的な寄付金でまかいます。

変更内容			
変更後		変更前	
第23条を次のように改める。			
第23条	会費は前期(6月)と後期(10月)に分納し、徴収します。なお、次の基準日に本校に生徒が在籍または教職員が所属する場合、その基準日の対象となる期間の会費を徴収するものとします。また、転出入等で入退会の申し出があった場合、その翌期より徴収を開始又は停止し、徴収済の会費については返金しないものとします。 前期(基準日) 5月 1日 (対象期間) 4月～9月 後期(基準日) 10月 1日 (対象期間) 10月～翌3月	第22条	会費は、月額 150円とします。
第24条	本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わります。	第23条	本会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌3月31日におわります。
第25条	さけがたい経費の不足を生じた場合は、役員総会の議を経て臨時会費を徴収することができます。	第24条	さけがたい経費の不足を生じた場合は、役員総会の決議により臨時会費を徴収することができます。
第26条	本規約の変更は、7日前に原案を会員に示し、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とします。	第25条	本規約の変更は、7日前に原案を会員に示し、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とします。
第27条を次のように改める。			
第27条	本会は、役員選出規程を別に定めます。	第26条	本会は、役員選出規定を別に定めます。
第28条	本会の用慰その他必要事項に関して、実行委員会において内規を定めます。	第27条	本会の慶弔その他必要事項に関して、実行委員会において内規を定めます。
第28条の次に、次の1条を加える。			
第29条	個人情報の取得、利用又は管理については、個人情報取扱規程を別に定めます。		

役員選出規定の一部を改正する規定(案)

役員選出規定の一部を次のように改正する。

変更内容	
変更後	変更前
題名を次のように改める。	
役員選出規程	役員選出規定
第1条を次のように改める。	
第1条	第1条
<p>次年度の会長、副会長、会計及び書記の選出は、指名委員会において会員中より選考のうえ候補者を選出します。指名委員会は選出した各候補者から内諾を得て、総会において承認を受けるものとします。</p>	<p>会長、副会長、会計及び会計監査委員長の選出は、指名委員会において、会員中より選考のうえ候補者を選出し、総会において承認をうけます。</p>
第2条を次のように改める。	
第2条	第2条
<p>指名委員会の構成は、次のとおりとします。                      (1)保護者会員から、定められた地区で選出された者4名                      (2)実行委員会(教職員を除く)から選出された者2名                      (3)教職員会員から選出された者1名                      (4)委員長は、委員の互選により1名置きます。                      2 指名委員は、前条の候補者に原則としてなることができません。</p>	<p>指名委員会は、下記により選出します。                      1.保護者会員から、定められた各地区1名ずつを推薦または無記名多数決により選出します。                      1.実行委員会(教職員を除く)から2名を、推薦または無記名多数決により選出します。                      1.教職員会員から2名を、推薦または無記名多数決により選出します。                      1.指名委員は、前記第1条の役員候補になることができません。</p>
第3条を次のように改める。	
第3条	第3条
<p>学級給食委員長、地区委員長、文体委員長及び広報委員長は、定められた地区から各1名選出され、会長がこれを委嘱します。</p>	<p>学級給食委員長、地区委員長、文化・体育委員長及び広報委員長は、会員の中から候補者を推薦し、その中より会長、副会長、会計の選考により会長が委嘱します。なお、候補者の選出は、実行委員会です定められた地区からの推薦とします。</p>
第4条を次のように改める。	
第4条	第4条
<p>会計監査委員長及び会計監査委員は、実行委員会の推薦により選出され、会長がこれを委嘱します。</p>	<p>会計監査委員は会長、副会長、会計の推薦により会長が委嘱します。</p>
第5条	第5条
<p>地区委員は、各地区から2～5名選出され、会長がこれを委嘱します。</p>	<p>地区委員は、各地区2～5名を選出し、会長が委嘱します。</p>
第6条	第6条
<p>学級給食委員は、各学級から1名選出され、会長がこれを委嘱します。</p>	<p>学級給食委員は、各学級で1名選出し、会長が委嘱します。</p>
第7条を次のように改める。	
第7条	第7条
<p>広報委員は、各学級から1名選出され、会長がこれを委嘱します。</p>	<p>広報委員は、各学級で1名選出し、会長が委嘱します。広報委員会の推薦により若干名の委員を追加し、会長が委嘱できます。</p>
第8条を次のように改める。	
第8条	第8条
<p>文体委員は、各学級から1名選出され、会長がこれを委嘱します。</p>	<p>文化・体育委員は、各学級で1名選出し、会長が委嘱します。</p>
第9条を次のように改める。	
第9条	第9条
<p>役員は、原則として他の役職を兼任することができません。                      2 同一年度において島本町立の他校園所の本部役員は、本校役員選出時に免除対象となります。</p>	<p>原則として、一人が同時に2種以上の役員・委員長・委員には選出されません。また、役員・委員長(会計監査を除く)は一家庭につき1回、会計監査、全ての委員は一子につき1回とします。但し、本人の了解のもと、再任は防げません。やむを得ない事情で年度途中で交代する場合は、実行委員会と関係する委員会で協議、選出し、承認、委嘱します。</p>

変更内容			
変更後		変更前	
第9条の一部及び第10条を次のように改める。			
第10条	<p>島本町立第一中学校PTA規約第14条に規定する実行委員は一家庭につき1回とし、島本町立第一中学校PTA規約第7条の役員選出時に次の者を免除対象とします。</p> <p>(1) 島本町立第一中学校PTA規約第14条に規定する実行委員経験者</p> <p>(2) 島本町立第一中学校指名委員長経験者</p> <p>(3) 島本町立第一中学校より選出された、島本町PTA連絡協議会役員経験者</p> <p>2 全ての委員(学級給食委員・地区委員・文体委員・広報委員・指名委員)は一子につき1回とし、原則として未経験者を優先して選出するものとします。委員経験者は全ての委員選出時に免除対象となります。</p> <p>3 会計監査委員長及び会計監査委員は、委員選出時の免除対象になりません。</p>	第10条	<p>学級の各委員の選出の際の免除対象者は以下の者とする。</p> <p>本校PTA実行委員経験者、本校地区委員、本校指名委員、及び他校園所の本部役員。</p>
第11条を次のように改める。			
第11条	<p>この規程の変更は、<u>実行委員会</u>の議を経て、<u>総会</u>の決議を要します。</p>	第11条	<p>この規定の変更は、<u>役員総会</u>の決議を要します。</p>

地区編成規定の一部を改正する規定(案)

地区編成規定の一部を次のように改正する。

変更内容			
変更後		変更前	
題名を次のように改める。			
	地区編成規程		地区編成規定
第1条を次のように改める。			
第1条	島本町立第一中学校PTAは、校区を下記の地区に編成します。 【 <u>広瀬A</u> 】【 <u>広瀬B</u> 】【 <u>江川1</u> 】【 <u>江川2</u> 】【 <u>青葉1</u> 】【 <u>桜井</u> 】 【 <u>青葉2</u> 】【 <u>桜井西</u> 】【 <u>高浜</u> 】【 <u>水無瀬A</u> 】【 <u>水無瀬B</u> 】 (順不同)	第1条	本会は、校区を下記の地区に編成します。 <u>広瀬A 広瀬B 青葉1桜井 青葉2桜井西側 水無瀬A</u> <u>水無瀬B 江川1 江川2 高浜</u> (順不同)
第2条を次のように改める。			
第2条	役員選出規程、第2条第1項第1号及び第3条の「定められた地区」とは次のとおりです。 【 <u>広瀬A</u> 】【 <u>広瀬B</u> 】【 <u>江川1</u> 】【 <u>江川2</u> 】【 <u>青葉1・桜井</u> 】 【 <u>青葉2・桜井西</u> 】【 <u>高浜・水無瀬A</u> 】【 <u>水無瀬B</u> 】 (順不同)	第2条	役員選出規定、第2条、第1項の「定められた地区」とは次の通りです。 <u>広瀬A・広瀬B 江川1・江川2 青葉1桜井・青葉2桜井西側</u> <u>水無瀬A・水無瀬B 高浜</u> (順不同)
第3条	第1条及び第2条の変更については、実行委員会の議を経て総会に報告します。	第3条	第1条及び第2条の変更については、実行委員会の承認を経て総会に報告します。

慶弔規定(内規)の一部を改正する規定(案)

慶弔規定(内規)の一部を次のように改正する。

変更内容			
変更後		変更前	
題名を次のように改める。			
	弔慰規程		慶弔規定(内規)
第1条を次のように改める。			
第1条	島本町立第一中学校PTA(以下「 <u>本会</u> という。)は、 <u>会員相互の弔慰の意を表すため本規程を設けます。</u>	第1条	本会は会員相互の <u>慶弔の意を表すため本規定を設けます。</u>
第2条を次のように改める。			
第2条	本会は、 <u>弔慰の意を表すため、第3条から第6号までに該当するとき、物品及び現金を贈ります。</u>	第2条	<u>慶弔の意を表すため、物品または現金を贈ります。</u>
第3条を次のように改める。			
第3条	会員が死亡したとき、 <u>当該会員の葬儀を主宰する者に榊1対又はこれに代わるもの(10,000円を限度とする)、及び香料5,000円を贈ります。</u> 2 <u>葬儀が執り行われるときは、本会代表者が会葬するものとします。</u> 3 <u>PTA業務執行中に死亡した場合は、別に協議して定めます。</u>	第3条	会員が死亡した場合 榊1対(又はこれに代わるもの 10,000円を限度とする)と香料5,000円 代表者の会葬、但しPTA業務執行中に死亡した場合は別に協議して定めます。
第4条を削除し、第5条を第4条とする。			
		第4条	教職員会員の父母、配偶者、子が死亡した場合 榊1対(又はこれに代わるもの 10,000円を限度とする)と香料5,000円 代表者の会葬。(但し遠隔地の場合は弔電) (附記)教職員会員が公務またはPTA業務執行中に死亡または重傷を負った場合は別に協議して定めます。
第4条を次のように改める。			
第4条	島本町立第一中学校生徒が死亡したとき、 <u>当該生徒の葬儀を主宰する者に榊1対又はこれに代わるもの(10,000円を限度とする)、及び香料5,000円を贈ります。</u> 2 <u>葬儀が執り行われるときは、本会代表者及び当該学級給食委員が会葬するものとします。</u>	第5条	島本町立第一中学校生徒が死亡した場合 榊1対(又はこれに代わるもの 10,000円を限度とする)と香料5,000円 PTA代表者、当該学級委員の会葬
第6条を削除し、第7条を第5条とし、第8条から第10条までを2条ずつ繰り上げる。			
		第6条	島本町立第一中学校勤務の公費負担の職員が死亡した場合 榊1対(又はこれに代わるもの 10,000円を限度とする)と香料5,000円 代表者の会葬。(但し遠隔地の場合は弔電)
第5条を次のように改める。			
第5条	本規程の適用を受けるものは、 <u>金品による返礼をしてはいけません。</u>	第7条	本規定の適用を受けるものは、 <u>金品による返礼をしてはいけません。</u>
第6条を次のように改める。			
第6条	本規程に関する経費は、 <u>本会が負担します。</u>	第8条	本規定に関する経費は、 <u>本会が負担します。</u>
第7条を次のように改める。			
第7条	本規程以外に関する場合は、その都度、 <u>実行委員会で協議します。</u>	第9条	本規定以外に関する場合は、その都度、 <u>実行委員会で協議します。</u>
第10条を次のように改める。			
第8条	本規程は、 <u>実行委員会において改正し、総会に報告するものとします。</u>	第10条	本規定を変更する場合は、 <u>実行委員会の決議が必要です。</u>

## 個人情報取扱規程(案)

- 第1条 この個人情報取扱規程は、島本町立第一中学校PTA(以下「本会」という。)が取得又は保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利利益を保護することを目的とします。
- 第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に沿って運用管理を行うとともに本会で取り扱う個人情報の取得、利用及び管理の適正に努めます。
- 第3条 本会における個人情報の管理者は本会会長とします。
- 第4条 本会における個人情報の取扱者は本会役員とします。
- 第5条 個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないものとします。また、その役職を退いた後も同様とします。
- 第6条 本会が取り扱う個人情報は、本会会長に書面で提出された次の事項とします。
- (1) 会員の氏名、連絡先(住所及び電話番号)及びその他必要とするもので同意を得た事項
  - (2) 会員の子どもの氏名、クラス及び出席番号
- 第7条 本会では個人情報を次の目的のために利用します。
- (1) PTA活動の諸連絡
  - (2) 会費請求、管理、又はその他の文書の送付等
  - (3) 役員・会員名簿等の作成
  - (4) PTA役員選出活動
  - (5) PTA活動報告書又は広報誌等の作成
- 第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条により限定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとします。
- 第9条 管理者及び取扱者は、個人情報を安全かつ適正に管理します。
- 2 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管します。また、個人情報を持ち出す場合は、電子メールでの送付時も含め、パスワードをかけるなど適切に行います。
  - 3 不要となった個人情報は管理者立会いのもと適正かつ速やかに廃棄します。
- 第10条 本会は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をしません。
- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
  - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 第11条 本会は、島本町立小学校及び中学校と利用目的の範囲内で保有する個人情報を共同で利用することがあります。
- 第12条 第三者(第10条及び第11条の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存するものとします。
- (1) 第三者の氏名
  - (2) 第三者から個人情報を取得した経緯
  - (3) 提供を受ける対象者の情報の項目
  - (4) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)
- 第13条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、訂正、追加又は削除を求められたときは、法令に基づいてこれに応じます。
- 第14条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告しなければなりません。管理者は、報告を受けたときは本件に善処するものとします。
- 第15条 本規程に定めなき事項が生じたときは、実行委員会の判断で善処するものとします。
- 第16条 本規程は、実行委員会において改正し、総会に報告するものとします。

### 附 則

この規程は、制定日(平成30年3月2日)から施行します。